



豊前総合法律事務所

News Letter

2025 年

5・6月号

VOL.15

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 プライベートのひとこま
- P2 身近な法律のはなし
- P3 法律顧問契約の活用法
- P4 終活弁護士による人生設計のすゝめ
- P5 レビュー
- P6 お知らせ

経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生かしながらも同じ方向を向き、日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着型法律事務所を目指してまいります。

プライベートのひとこま

ゴールデンウィークを利用して、念願の北海道に行ってまいりました！初めての北海道に、一家全員大興奮でした。

北海道と言えば、弊所の前身である「ひまわり基金」法律事務所が、なんと10か所もあります。ちなみに九州には長崎県の壱岐・対馬・平戸の3か所のみです。（ひまわり基金法律事務所とは、弁護士過疎の問題を解消するために、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の三者の支援を受けて開設される法律事務所です。）

そんな意味でも印象的だった北海道ですが、上陸してみて納得しました…。とにかく広い！私たちが訪れたエリアでは、さほど厳しいアップダウンは感じませんでしたが、とにかく広い！事前に調べたときもびっくりしましたし、現地に行ってもびっくりでした。

きっと、北海道に行かれたことのある方なら、お分かりいただけるでしょう。

私たちが住む地域は、決して都会とは言えませんが、車で1時間もあれば管轄の裁判所に行くことができます。最寄りなら20分です。しかしあんなに広大な北海道なら…？と思うと、近くに弁護士がいることの大切さを、あらためて感じるばかりです。

これからも地域の弁護士として、頑張ってまいります！



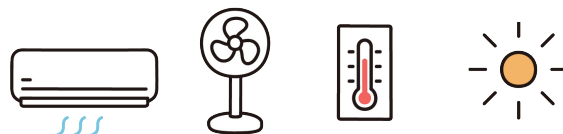
身近な法律のはなし ～労働安全衛生規則改正～

早いもので、昼間は汗ばむ陽気となってまいりました。みなさまは、ご体調いかがでしょうか。「ちょっとキツイけど、まだ大丈夫。」というときにこそ、早めの対応が重要です。

2025年6月1日、労働安全衛生規則の改正が施行されます。具体的には、事業者に対して、熱中症対策が義務付けられるというものです。

熱中症による死傷災害の現状

厚生労働省によると、令和5年の熱中症による死亡者数は**1651人**、このうち高齢者は1375人と、83.3%を占めます。また、職場における熱中症による死亡者数は**31人**（前年比1人・3.3%増）、休業4日以上**1,106人**（前年比279人・34%増）であり、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。

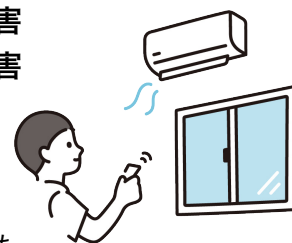


労働安全衛生法と労働安全衛生規則

今回の改正は「規則」でしたが、根拠となる労働安全「法」には、下記のように定められています。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害



こうした法律に基づいて、下記のように労働安全衛生規則が改正されました。

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

- 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。**

みなさまは、どのような熱中症対策を講じておられますでしょうか？

室内でも熱中症になる今、しっかり対策しておきたいものですね。また、法律で定められてはいませんが、室内のエアコンが効きすぎることにより体調を崩すこともよくあります。社員様お一人ずつ違う体ですので、しっかりヒアリングをしていただくと、社員様を大事になさっているお気持ちも、伝わるのではないのでしょうか。

また、厚生労働省がパンフレットを出していますので、ぜひご活用ください！



法律顧問契約の活用法

法律顧問契約サービスは、御社が本業に専念していただくための重要なツールです。

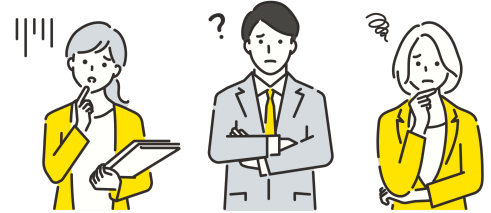
こちらでは、ご契約をしっかりと活用いただけるポイントをお伝えしてまいります！

【売掛金がなかなか回収できない】

対お客様でも、対取引先でも、売掛金の回収が難しいことはありませんか？

お手紙を送っても、返事をいただけない。電話で督促する社員様のお気持ちにも、負担が掛かります。あるいは、督促のタイミングになって「この料金には納得できない」なんてことも。

そんなときは、顧問弁護士にお任せください。御社に代わって連絡文書を出したり電話を掛けます。また、相手方からの対応窓口にもなります。



【法律相談という福利厚生】

御社は EAP に取り組んでおられますでしょうか？

EAP とは、Employee Assistance Program のことで、

従業員のメンタルヘルス対策として精神的・身体的不調のケアを行うプログラムのことを指します。厚生労働省も、職場における心を健康づくりと題して、指針が出されています。

その中に書かれているのが「4つのケア」です。

①セルフケア

→ストレスチェックなどを活用したストレスへの気づき、正しい理解など

②ラインによるケア

→職場環境等の把握と改善、労働者からの相談対応など

③事業場内産業保健スタッフ等によるケア

→産業医・衛生管理者・保健師等の保健スタッフによる、具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案など

④事業場外支援によるケア

→外部の機関による情報提供やサービスを受ける

MENTAL HEALTH



こころの不調の原因がなんらかのトラブルである場合、弁護士がお役に立てることがあります。たとえば借金の悩み、婚姻関係の悩み、相続に関する悩みなど。もちろん、個人情報を守ります。(守秘義務があります)

【AI による契約書チェックって、実際どうなの？】

最近では、AI による契約書チェックも普及していますが、とても便利な反面、まだまだ「絞って大事なところだけ利用者にお伝えする」というところまでは至っていないかなとは感じています。地方では、「現場の方が理解可能なシンプルな書面を、すぐに使いたい」というニーズが強いように感じますが、このニーズに応え、その意味でクオリティ高いチェックをするには、顧問弁護士の力が不可欠です。

気になる内容があれば、いつでもお答えしますので、お気軽にお問い合わせください！

終活弁護士による人生設計のすゝめ③

【人生設計に対する想い】

現役バリバリの御社のみなさまへ終活の話なんて、と思われたでしょうか。

終活について、私たちはあくまで「人生をみつめる一つの視点」だと考えています。「終わり」を意識すると「では今こうしておこう」と行動が変わるのは、イメージしやすいですね。たとえば、人生のうちで今日がお寿司を食べられる最後のチャンスだとしたら、どのお寿司屋さんに行きますか？いつものお店ではなく憧れていたお店、あるいは名産地まで行きたくなる方もおられるかもしれませんね。ただ、当然お金も必要ですので、そこはしっかりした計画が必要です。

では、いつ来るか分からない「終わり」にどう備えますか？どんな風にお金を使いますか？どんな思い出を作りますか？本当に、望んでいることは何でしょうか？

こうして、「終わり」を見つめることは私たちに重要な気づきを与えてくれます。かけがえない人生について、みなさまと共にみつめてまいりたいと思います。



【エンディングノートを書いておられますか？】

最近、書店でもさまざまな種類が並ぶエンディングノート。御社では何名の方が書いておられるのでしょうか。まずはエンディングノートについて、簡単にご説明いたします。

【遺言書との違い】

「人生の終わりに備えて書くもの」という括りでいくと、遺言書が思い浮かびますね。ここでは、遺言書とエンディングノートの違いについてみてまいります。

〈遺言書〉	法的効力：あり	内容の指定：あり
〈エンディングノート〉	法的効力：なし	内容の指定：なし

大きく違うのはこの2点です。

遺言書にも自筆証書遺言や公正証書遺言などがありますが、いずれも法的効力のある文書であり、その書式や内容が細かく指定されています。守らなければ、無効とされる場合もあります。



【まずはどちらから？】

では、どちらから書いたらよいのでしょうか。私たちはいつも、エンディングノートを先に書くことをおすすめしています。

なぜならば、エンディングノートを書くことで、遺言書の下書きの役割を果たす場合が多いからです。そして何より重要なのが、「想い」です。

遺言書もエンディングノートも、なぜ書くのでしょうか？相続争いを避けるため、というご意見もあるでしょう。ただそれも突き詰めていくと「大切な人たちに想いを伝えたい」から、ではないかと思います。大切に思う人がいるからこそ、書いて遺し、伝えるのですね。

【特に経営者の方におすすめです！】

どんな方にもエンディングノートを書いていただきたいのですが、特におすすめなのが経営者の方です。なぜならば、それはそれは強い「想い」を抱いて起業なさったのですよね。そうであれば、ぜひその想いをしっかり言葉にして、受け継いでいただきたいと思います。

書き方のコツや人生設計への活かし方が気になる方は、ぜひお声がけください！

レビュー ～図解・人材マネジメント入門～

みなさまは、マネジメントについて、どのように学んでおられますでしょうか？

社会全体で人手不足にあえぐ今、御社にピッタリな人材を採用したり、今働いてくれている写真様を大切にすることは、いうまでもなく必須の実務です。

書店に溢れるマネジメント本のなかでも、色々な意味で面白い書籍と検定がありましたので、今回ご紹介いたします！



こちらの、「図解 人材マネジメント入門」です！

お気づきのように、横長の珍しい形をしています。そして、「100のツボ」とあるように、100のトピックで構成されています。

「うわ…100個もあるのか」と思われた方、大丈夫です。見開きの左側に文字のページ、右側はとても分かりやすい図が書いてあります。

そのため、個人的にはサクサク読み進められる印象で、弊社スタッフも「読みやすい！」と感動しておりました。

この本に他に3冊のシリーズがあり、「労務」「組織開発」「目標管理」について、分かりやすく学ぶことができます。

弊所のように少人数の企業ですと、「マネジメント研修」なるものをしっかり社内で行うのは難しい現状があります。一方で、業務内容だけを淡々と伝えたり、感情的になってしまったり、という関わりでは、トラブルや離職に繋がりがねません。

では、どういう関わりをしたらよいのか？報酬とやりがいのバランスは？社員ひとりひとりのキャリアをどう考えるのか？などについて、ヒントを与えてくれる一冊です。

そしてなんと、この一冊をもとにした検定試験があります！シリーズの3冊にも同様です。

インターネット環境のあるパソコンがあれば、どこでも受験できます。また、受験期間が1か月あるので、予定も合わせやすいところも嬉しいですね。

3月、6月、9月、12月が試験月となっており、3月の試験で弊社スタッフが挑戦し、合格いたしました！本人曰く、「何かを丸暗記する感じの勉強ではなく、理解して、自分に置き換えて学んだので楽しかったです。」とのことでした。

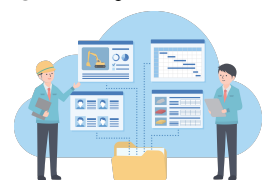
学びに付きものなのが「どう活かすか？」というところです。せっかく頑張って勉強したのに、今はあまり活かせていないな…ということはありませんか？

そんなときは、もう一度テキストを開くことをおすすめします。特に資格試験の場合、一度合格してしまうと満足して、テキストをもう一度開く人は少ないのではないのでしょうか。

学びは、何度繰り返してもよいものです。そして、そのたびに深まります。

そうして深まった学びは、きっと日々のお仕事に活かされることでしょう。

また、社員様がどのような資格をお持ちで、何にチャレンジしたいのかを、ヒアリングするのも面白いと思います。ぜひ、お試しください！



お知らせ

【法律顧問契約リニューアルのご案内】

弊所の法律顧問契約に、多くのご愛顧をいただき、誠にありがとうございます！

本業に専念できる環境を提供する 法律顧問サービス

従来のプランをアップグレードし、よりお役に立ちやすく、分かりやすくなりました！

こんなお悩みはありませんか？

- ・現状は大きなトラブルなし
 - ・たまに気になることがある
 - ・拡大よりも安定と維持を重視
 - ・隠れたリスクを教えてほしい
-
- ・就業規則や契約を見直したい
 - ・会社 HP に顧問弁護士を記載したい
 - ・EAP に取り組みたい
 - ・2か月に1回程度、会社に来てほしい
-
- ・いくつもの事業を同時並行している
 - ・月に1回は会社に来てほしい
 - ・社員様数が30名以上
 - ・法務部が欲しいと思っている

このようにサポートいたします！

- ・メール／電話／来所にてご相談：1時間／月
 - ・リーガルチェック：1件／月
- ライトプラン：月額2万2000円**
-
- ・メール／電話／来所にてご相談：1.5時間／月
 - ・リーガルチェック3件まで／月
 - ・毎月弁護士が訪問面談
 - ・社員様の法律相談：初回無料（1名様／月）
- スタンダードプラン：月額5万5000円**
-
- ・メール／電話／来所にてご相談：2.5時間／月
 - ・リーガルチェック5件まで／月
 - ・毎月弁護士が訪問面談
 - ・社員様の法律相談：初回無料（2名様／月）
- アドバンスプラン：月額11万円**



ここには記載のない細かいサービスなどは直接お伝えさせていただきます



顧問先様には、弊所が顧問弁護士としてサポートをしていることを示すステッカーをプレゼントしています。このステッカーが実は大好評！

事業所ごと、店舗ごとに貼りたいというお声もいただいております！



ステッカー
見本

発行元：豊前総合法律事務所

〒828-0028

福岡県豊前市青豊 19-14 スペースI

TEL：0979-53-9106

FAX：0979-53-9107

